

「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」  
に対する意見書

2004年3月19日

日本弁護士連合会司法制度調査会

はじめに

今までの過度に不動産担保と個人保証に偏った企業の資金調達の手法は、昨今の経済情勢、ことに不動産価格の下落傾向によって限界を示している。

そのため、特に中小企業や新規事業者には、今まで十分に活用できなかった債権や動産を担保とする資金調達手法への要請がある。今まではこれらの事業者は、銀行金利程度の低金利の不動産担保による資金が調達できなければ、高金利の商工ローン等で資金を得なければならなかったからである。

他方、金融機関や商社などの与信側にとっても、多様な資金供給の仕組みは望まれているところである。

ところで、実務で行われてきた動産の譲渡担保は、占有改定の方法で第三者に対する対抗要件を具備することが多く、占有改定の公示力はないに等しいため不安が残る担保となっていた。

そこで、動産譲渡担保の公示制度を整備し、動産譲渡担保をより利用しやすく、かつ安定性・実効性を高めたものにより、資金調達・資金供給手法が多様な発達を遂げていくことが期待されるから、登記という公示方法を設けることに一定の評価をすることができる。

しかし、動産の特定方法如何にもよるが、企業の全ての動産が債権の担保となる事態が生じる可能性もあり、これが、要綱中間試案第2のように債務者が特定していない将来債権の譲渡についてまで登記を具備できるようにすると、ほとんど全ての財産が債権の担保になっていることにもなりかねない。

また、この制度が新たな与信を生じさせることなく、既存債務の補強や事業者が過剰担保を強いられる場面で使われると、本来の意図とは異なる制度となってしまう。

そうすると、企業の労働者の労働債権や一般債権の引き当てとなる財産は何もなくなってしまう。ことに、倒産時における労働債権や個別動産売買の先取特権者には、不公平さが際立つことになる。さらに、再建型の倒産処理も、破産手続も十分に機能しなくなる可能性さえある。

中小企業については、担保に供することのできる財産の範囲が広がり、資金調達が円滑になるので、倒産自体を回避できる場面もないわけではないが、かえって全ての財産を担保に供した後に倒産に至る企業が続出する事態も考えられる。

そこで、要綱中間試案のような動産・債権譲渡に係る公示法制の整備を行うのであれば、これと同時に、譲渡人や譲受人の属性や存続期間を制限するとか動産の特定方法などを工夫することによって、全ての動産を包括的に担保にすることができないような制度にするか、又は、労働債権や動産売買の先取特権者について何らかの措置をとらなければ、非常に不公平な結果をもたらすことを指摘しておきたい。

なお、当連合会には次のような意見が寄せられている。

当連合会労働法制委員会は、企業倒産時における労働債権の確保及び企業を再建するための財源確保の見地から、要綱中間試案に賛成できないという意見である（添付資料1）。

また、当連合会倒産法制検討委員会は、動産譲渡に係る登記制度の創設については、資金調達の円滑化と新たな資金調達・融資手法の発達に疑問を呈した上、むしろ動産譲渡取引の円滑化を阻害し、倒産処理の際は適正公平な清算や再建の支障となるおそれがあるとして、債権譲渡に係る登記制度の見直しについては、債務者不特定の将来債権の譲渡の有効性について実体法上の解釈が確立しているとは言い難いとし、これが有効としても登記によって与えられる対抗力の範囲・内容が十分に検討されていないとして、いずれもにわかに賛成し難いとの意見である（添付資料2）。

さらに、各弁護士会は、動産譲渡に係る登記制度の創設や登記の効力等についての意見はまちまちであり、債権譲渡に係る登記制度の見直しについては、反対又は賛成し難いとの意見が大方である（添付資料3～9）。

## 第1 動産譲渡に係る登記制度の創設

動産譲渡に係る登記制度を創設するものとし、その内容は以下のとおりとする。なお、登記対象となる譲渡の譲渡人は法人に限定し、登記対象となる動産は個別動産か集合動産であるかを問わないものとする。

(意見)

賛成する。

(理由)

### 1 動産譲渡に係る登記制度創設について

その不安定さから必ずしも十分に活用されていなかった機械設備、在庫商品等の動産を担保として利用しやすくするための制度創設であり、これにより金融機関の融資方法と事業者側の資金調達手段に選択肢が増えることによって従来の不動産と個人保証に過度に偏重した担保手法が変わっていくことが期待できる。また、特に中小の事業者については、昨今に閉塞状況にある資金調達から抜け出せることにもなると予想される。

### 2 登記の対象となる譲渡の譲渡人を法人に限定することについて

大規模な事業をしている個人も存在するので、理論的には法人に限定する理由は存在しない。しかし、不動産と異なり、動産譲渡の登記は個々の動産や集合動産から登記の調査を行う制度設計は不可能に近く、結局債権譲渡特例法と同様に譲渡人を基準として登記の有無を調査するという手法を取らざるを得ない。譲渡人を法人に限定するのであれば、法人登記簿への記載という手がかりを作ることができるが、個人まで含むとすると、戸籍簿や住民票は適当でないので、調査の手がかりを記録する場所が見当たらないことになる。

また、個人所有の動産には事業用動産と生活するために必要不可欠な動産が混在していることも多く、そのすべてを担保目的で譲渡するという事態も起こりうるので、譲渡人に個人を含むべきでないを考える。

### 3 動産は、個別動産か集合動産であるかと問わないことについて

そもそも動産譲渡の公示制度の導入については、実務界からの要望に基づくものであるところ、実務では機械設備など個別動産を対象とする譲渡担保も行われているから、これを除外する必要はない。

## 1 登記の効力等

### (1) A案

#### (A1案)

ア 法人が行う担保目的の動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う担保目的の動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。

ウ 登記がされた担保目的の動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。

#### (A2案)

ア 法人が行う動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。

ウ 登記がされた担保目的の動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。

### (2) B案

#### (B1案)

ア 法人が行う担保目的の動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う担保目的の動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。

#### (B2案)

ア 法人が行う動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。

① A案かB案か

(意見)

A案に賛成する。

(理由)

担保目的の動産譲渡が競合した場面では、対抗要件相互間に優劣関係を認めるといふ新しい制度であるが、これが導入されると、実務は動産譲渡担保については占有改定という不完全な公示制度から登記という目に見える公示制度に移行していくことが予想される。

登記に特別の効果を認めず単に対抗要件を一つ増やしただけでは、登記するメリットも少なく、登記制度があまり利用されない可能性がある。かえって動産譲渡の登記の存在が、法人の信用不安を生じかねないという事態が続くおそれもある。

また、動産譲渡登記を得ているにもかかわらず、後に至って第三者に善意取得される危険も大きいままであり、動産担保制度の健全な発展にとって好ましいことではない。

特別の効果を登記に認めると、その優劣は明解で、善意取得によって動産担保権を奪われるという機会は少なくなり、動産担保権の安定性・実効性は高まる。

動産を担保にとろうとする者は、登記の有無等の調査をしなければならないが、そもそも動産それ自体の価値だけでなく、それが事業活動により動いて収益をあげることに着目して事業者とその事業内容について十分調査をして与信するはずであり、登記の有無を調査することによって負担が加重になるとは思えない。

② A1案かA2案か

(意見)

A1案に賛成する。

(理由)

担保目的の動産譲渡の効率性・安定性を図るという制度の創設理由から、真正譲渡を登記制度の対象から外すことが一貫している。

また、動産譲渡一般について、登記を対抗要件として選択したいという実務の需要があるかは疑問がある。

担保目的の動産譲渡のみが登記制度という公示方法を利用することができ、登記をもって第三者に対抗することができるとして、その登記に特別の効力を与えるとするのが簡明である。

仮に、動産譲渡一般を登記制度の対象として、登記を対抗要件としながら、特に登記された担保目的の動産譲渡に限って特別の効果を認める(A2案ウ)となると、動産譲渡の登記の効力について混乱を生じるおそれがある。

また、動産取引一般に与える影響も大きいので、動産譲渡一般を登記制度の対象とすることには慎重であるべきである。

真正譲渡なのか担保のための譲渡なのか判断に迷うような動産譲渡が存在するとしても、担保目的が少なからず入っているからこそ迷うのである。

当事者の判断で、担保目的で登記することのメリットを考慮に入れ、当該動産譲渡を担保目的とするか、真正譲渡とするのかを決めれば足りると考える。

(A案関係後注)

動産譲渡に係る登記制度創設の目的(第1冒頭の(注))からすれば、A1案イ又はA2案イのように、法人が行う担保目的の動産譲渡又は動産譲渡について、広く一般的に登記を対抗要件とする必要はなく、占有改定により引渡しがされた担保目的の動産譲渡に限定して、登記に対抗要件としての効力を付与すれば足りるとの見地から、「法人が担保目的で動産を譲渡した場合において、占有改定により当該動産の引渡しがされたときは、その譲渡は、登記をしなければ、担保目的で当該動産の譲渡を受けた者であって占有改定によりその引渡しを受けた者に対抗することができないものとする。」とすべきであるとの意見がある。

(意見)

反対する。

(理由)

占有改定による担保目的の動産譲渡が競合する場合に限って、占有改定に加えて登記を要求することで、動産担保の安定性や実効性を向上させるという実務の要請に応えることになるのかが疑わしい。

引き渡しの他に新たな対抗要件として登記をするという選択肢を作ることの方が、実務で柔軟な活用ができるのではなかろうか。

在庫商品を倉庫業者に寄託している事業者は多く、せつかく登記制度を創設するのであれば、代理占有についても登記を対抗要件とすることができる方が良い。

( A 案・ B 案に共通の後注)

占有代理人の占有下にある動産の譲渡

動産が占有代理人の占有下にある場合、例えば、動産が倉庫業者に寄託されている場合や第三者に賃貸されている場合には、当該動産の譲渡につき登記をもって対抗要件を具備することができるものとすべきではないとの意見がある。

(意見)

反対する。

(理由)

譲渡人が直接占有する動産だけを登記の対象とすると、在庫商品を倉庫業者に寄託している場合も多く、登記制度の利用が限られるので相当でない。

## 2 登記情報の開示

(1) 登記情報の開示方法

動産譲渡に関する登記情報の開示に関しては、概括的な登記情報につ

いては、何人に対しても開示し、全部の登記情報については、利害関係のある者に対してのみ開示するものとする。

(意見)

賛成する。

(理由)

法人がどのような動産を所有し、誰に担保目的で譲渡しているか等の詳細な情報を、利害関係のない第三者に開示したくないとの要求は理解できるので、このような二段階の開示方法で必要かつ十分である。

なお、登記を対抗要件とすることは、権利の設定を公示して容易に事実関係を調査できることを目的とするから、利害関係を証する者に限定して登記を開示するのは、登記本来の目的に背馳し、制限に合理的理由はないとして反対する意見もあった。

## (2) 法人登記簿への記載

動産譲渡登記がされた際に登記の概括的な情報を譲渡人の法人登記簿に記載する制度の導入については、なお検討する。

(意見)

登記の概括的な情報を、譲渡人の法人登記簿に記載すべきである。

(理由)

少なくとも、動産譲渡の登記制度を利用しているか否か等の概括的な情報は、法人と取引をしようとする者が容易に調査できるようにしておく必要がある。将来において、法人登記簿に代わって容易に調査できる手段が確立されれば、法人登記にこだわらないが、いずれにせよ動産譲渡登記調査の手かかりとなる情報は何人にも開示されているべきである。

動産の担保目的登記が一般的になれば、法人登記への記載が即法人の資産状態の悪化を示すという偏見は次第になくなると考える。

なお、法人登記簿が煩雑となり、その必要以上の信用情報化は不要であり、



弊害も大きいとして、法人登記簿への記載を不要とする意見もあった。

## 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直し

### 1 債務者不特定の将来債権譲渡の公示

債権担保の実効性を高めるため、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律による債権譲渡登記制度を見直し、債務者が特定していない将来債権の譲渡について、債権譲渡登記によって第三者に対する対抗要件を具備することができるようにするものとする。

(意見)

債務者不特定の将来債権譲渡の公示制度に関する要綱中間試案には、にわかに賛成し難い。

(理由)

債務者不特定の将来債権については、債務者及び債権発生日はいずれも特定できない。

そのため、例えば、パーソナルコンピュータの卸売会社甲が、同社の横浜支店における将来のパーソナルコンピュータの売掛債権を、債権譲渡の目的にした場合、仮に、甲が、平成16年4月1日に乙に対しパーソナルコンピュータを売却したにもかかわらず、乙に引き渡す前の同年4月8日に、同じパーソナルコンピュータを丙に対して売却したとする。この場合、甲の乙に対する売掛金請求権と甲の丙に対する売掛金請求権が併存する。

そうすると、要綱中間試案の補足説明書51頁記載の例(エ)に記載されている「平成16年4月1日から17年3月31日までの間に発生する、〇〇会社横浜支店におけるパーソナルコンピュータの卸売りに係る売掛債権」という方法で将来債権を特定しようとしても、この場合は、同一の原因と目的物で複数の債権が成立していることになる。かかる債権についても特定されているとして登記が可能とした場合、譲渡人はどのような内容の対抗力を取得するか困難な問題が生ずるのではないだろうか。

そもそも、特定された将来の債務者不特定の債権というもののイメージが

明確に描けないことから、特定性の緩和への不安が存在する。

また、このような債権を、債権譲渡の際に正当に評価する方法を確立できるかも疑問が残る。

そのうえ、将来債権でも、債務者が特定されている場合と債務者が特定されていない場合とでは、後者の方が債権譲渡の目的となる債権が無制限に拡大する可能性がある。

そうすると、将来債権の特定の仕方や評価方法如何によっては、債権譲渡の方法により融資を受けようとする者が、過剰担保を強制されるおそれもあり、健全な金融手段とならない可能性もあり得る。

このような疑問点が、現在の要綱中間試案では明らかにされていない。

したがって、要綱中間試案にはにわかに賛成し難い。

## 2 法人登記簿への記載

債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載する制度の在り方については、動産譲渡登記における同制度の導入の必要性の検討とともに、なお検討する。

(意見)

債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載するという現行法制は維持されるべきである。

(理由)

第1, 2(2)に同じ。

以 上

## 【 添付資料 】

### 日本弁護士連合会委員会

- |             |       |   |
|-------------|-------|---|
| 1 労働法制委員会   | ..... | 1 |
| 2 倒産法制検討委員会 | ..... | 5 |

### 弁護士会

- |            |       |    |
|------------|-------|----|
| 3 東京弁護士会   | ..... | 15 |
| 4 第二東京弁護士会 | ..... | 19 |
| 5 横浜弁護士会   | ..... | 29 |
| 6 京都弁護士会   | ..... | 33 |
| 7 広島弁護士会   | ..... | 37 |
| 8 山口県弁護士会  | ..... | 39 |
| 9 鹿児島県弁護士会 | ..... | 41 |



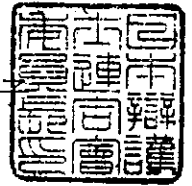
2004年3月8日

日本弁護士連合会

会長 本 林 徹 殿

労働法制委員会

委員長 横 溝 正



「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」  
に対する取り組みについて（回答）

2004年3月5日付日弁連法1第126号にてご依頼のあり  
ました標記の件について、当委員会は下記のとおり回答いたします。  
お取り計らいの程、宜しくお願いいたします。

記

【意見】

法制審議会の動産・債権担保法制部会は、「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」（以下「要綱中間試案」という。）において、動産譲渡に係る登記制度の創設と債権譲渡登記制度の見直しを図ろうとしている。

しかし、企業倒産時における労働債権の確保および企業を再建するための財源確保の見地から、要綱中間試案については賛成できない。

【理由】

1 労働債権確保および倒産制度との関連

企業の経営が破綻し、倒産した場合において、当該企業で働いている従業員が賃金・退職金等の労働債権を弁済するための原資

となる財産として、破綻した企業が有する工場・機械設備、原材料・在庫商品等の動産と売掛債権等の債権は重要な価値と役割を果たしてきた。これは、労働債権だけでなく、破綻企業の取引先企業が有する一般債権についても同様である。

ところが、1998年から施行された債権譲渡特例法によって、債権譲渡登記制度が創設され、この制度が銀行等の金融機関の融資や商社の与信の担保に多く利用された結果、企業倒産時に売掛金を金融機関や商社が担保権者として独占してしまい、従業員の労働債権の担保や一般債権者に対する配当原資が無くなるか乏しくなるという事態が起こっている。しかも、現実にはこれらの登記制度が新規融資の担保として利用されるのではなく、倒産間際の資金回収のために多く利用されているのが実態である。つまり、これらの制度によってニューマネーは融資されず、オールドマネーの回収の手段に濫用される可能性が強いのである。

このような事態の中で、さらに現行法に加えて、動産担保の公示制度が創設され、債権譲渡登記制度の緩和により債務者が不特定の将来債権全部の登記が可能となれば、破綻した企業の財産は殆ど全てこの制度を利用することができる金融機関や商社、リース業者等経済的に優位に立つ者だけのものとなってしまい、労働者や一般債権者が弁済を受けることは著しく困難になる。特に、債権譲渡登記制度は、債務者不特定での登記を認めるなどこれまで存在した登記制度を換骨奪胎して新たな法制度を創設するのに等しく、労働債権との競合による影響は格段に大きいものがある。

また、破綻した企業が、民事再生や会社更生の申し立てをしても、事業再建のために使える財産が殆どなくなり、民事再生や会社更生の再建型倒産法制度が有名無実になってしまう虞がある。

## 2 技術的な問題点

- (1) 動産譲渡登記制度および見直しの債権譲渡登記制度において、対象担保の範囲に関して無限定的な包括的な登記を許すことは、労働債権者を含む他の債権者の権利を侵害する程度がはなはだしいことが予想される。従って、担保対象動産の範囲や対象債権譲渡の範囲に無限定的な包括的な登記を認めず、何らかの技術的規制をかけるべきである。
- (2) 現在債権譲渡登記については、会社の登記簿謄本に記載されて、第三者でもその会社の担保状況を知ることができるシステムになっている。ところが、今回の要綱中間試案では、その見直しが検討されている。これらが会社の登記簿謄本に記載されないと、労働者・労働組合は、これらの登記の存在を知ることが容易ではなく、会社にこれらの情報の開示を求めても会社から協力を得ることが出来ず、会社の経営状態を把握できない可能性が出てくる。登記簿謄本に記載しないということは、情報開示という時代の趨勢に逆行するものであり、問題があるといえる。少なくとも、債権者や先取特権としての労働債権を有する労働者などもこれらの登記の内容を証する証明書の交付を容易に受けることが出来るようにすべきである。

以上







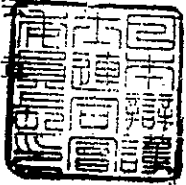
平成16年3月8日

日本弁護士連合会

会長 本 林 徹 殿

同連合会倒産法制検討委員会

委員長 須 藤 英



「動産・債権担保に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」  
に対する取り組みについて（回答）

（意見の趣旨）

「動産・債権担保に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」（以下、中間試案という）は、「事業者に対する資金供給を円滑化し、事業者の資金調達手法を多様化する」ことを目的として、「動産譲渡・債権譲渡に関する公示制度の整備を通じて動産・債権譲渡担保の安定性・実効性を向上させる」ために、「動産譲渡に係る登記制度の創設」と「債権譲渡に係る登記制度の見直し」を提案するものである。

しかしながら、動産譲渡に係る登記制度の創設については、それによって、どれほど事業者に対する資金供給が円滑化され、また、新たな資金調達・融資手法を生み出すこととなるものか疑問があるうえ、むしろ、動産譲渡取引の円滑化を阻害することとなるおそれがあり、また、倒産処理手続の場面においては、適正公平な清算ないし再建の支障となるおそれがある。

また、債権譲渡に係る登記制度の見直しについては、そもそも債務者不特定の将来債権についての債権譲渡の有効性について、実体法上の解釈が確立しているとは言い難い面があるうえ、これが有効であるとしても、その登記によって与えられる対抗力の範囲・内容について、十分な検討がなされているとは思われない。

したがって、中間試案に係る「動産譲渡に係る登記制度の創設」と「債権譲渡に係る登記制度の見直し」の提案には、にわかに賛成し難い。

また、仮に、動産譲渡に係る登記制度を創設するとしても、動産譲渡に関する従来取引実務に与える重大な影響に鑑み、その影響を最小限度に止めるよう配慮することが肝要であり、かかる見地より、中間試案の提案する4案（A1案・A2案・B1案・B2案）の中では、B1案が妥当であると考えられる。

#### （意見の理由）

#### 第1 動産譲渡に係る登記制度の創設について

##### 1 新たな資金調達・融資手法としての機能についての疑問

中間試案は、従来の不動産担保への過度の依存から脱却して、事業のキャッシュフロー・収益性に着目した新たな融資手法を開発・確立するとの見地から、現行法制上、動産譲渡担保について占有改定という公示方法しかないために譲渡担保権者の法的地位が不安定であるという問題に対処し、譲渡担保取引の安定性・実効性を向上させるべく、動産譲渡に係る登記制度の創設を提案するものである。

しかしながら、動産譲渡に係る登記制度の創設により譲渡担保取引の安定性・実効性の向上が図られたとしても、果たして動産譲渡担保が新たな資金調達・融資手法として機能するかについては、甚だ疑問である。

まず第一に、中間試案の補足説明によれば、中間試案は、動産譲渡に係る登記制度を創設し、登記による対抗要件具備の効力に関して特別の規律を置くことを提案するにとどまり、動産譲渡担保の実体的権利内容については、従来の判例法理をそのまま妥当させる趣旨とのことであるが、譲渡担保の法律構成については、所有権的構成から担保的構成へと傾斜しつつある判例法理の下で、動産譲渡担保権の具体的な実行方法については、未だ確立した取引慣行は存在しない状況にあるといえる。か

かる状況下において、たとえ動産譲渡に係る登記制度を創設し、登記による対抗要件具備の効力に関して特別の規律を置いたとしても、融資実務において、動産譲渡担保が従来以上の担保力（担保価値を把握する実効力）を有するものと認識され、新たな与信を生じさせるものとは考え難いと言わざるを得ない。

また第二に、継続的な動産取引の実務においては、動産の買受人の転売取引によって生じるキャッシュフローを想定して支払いサイトを設定することによって、事業者間において一定の取引上の与信が生じているが、動産譲渡担保が登記によって公示されることとなれば、そうした従来の事業者間の与信が喪失ないし減少することは、容易に予測されるところである。したがって、かかる事業者間の与信の喪失ないし減少を覚悟してまで動産譲渡担保による新たな与信の獲得するメリットは、決して大きくはないと思われる。

## 2 動産譲渡取引の円滑化を阻害するおそれ

動産譲渡に係る登記制度が創設されたならば、登記の対象範囲をどのように定めるにしろ、また登記の効力をどのように定めるにしろ、その登記が一定の公示機能を果たすこととなる以上、動産譲渡取引に与える影響は重大であると言わなければならない。

すなわち、まず第一に、中間試案のA1案ないしA2案を採用した場合はもとより、B1案ないしB2案を採用した場合であっても、動産譲渡担保権者は、占有改定による対抗要件具備にとどまらず、登記を経由するという取引慣行が成立するものと予想される。なぜならば、中間試案のA1案ないしA2案を採用した場合には、対抗関係に立つ後行の担保目的譲渡に劣後しないために登記が不可欠となるし、B1案ないしB2案を採用した場合であっても、後行の真正譲渡ないし担保目的譲渡によって善意取得される可能性を低下させるという観点と、対抗要件具備の立証を容易にするという観点から、登記を経由することに十分なメリ

ットがあるからである。

また第二に、動産譲渡取引を行おうとする者は、それが真正譲渡であれ担保目的譲渡であれ、先行する取引の有無を確認するために登記を調査することが取引慣行となるものと考えられる。なぜならば、登記という公示制度が導入される以上、登記調査を怠った者（後行の譲受人）には善意取得の成否の場面において「過失」が認定される可能性が大であると考えられるからである。

この点に関し、中間試案の補足説明では、A1案・A2案を採用した場合には後行の譲受人には先行する譲渡担保の有無を登記によって調査することが期待されるが、B1案・B2案を採用した場合には今後の金融実務の展開如何に委ねられるかのごとく解説されている。しかし、上記のとおり、動産譲渡担保権者が登記を経由するという取引慣行が成立するものと予想される以上、登記にA1案・A2案のごとき優先効を与えるか否かに関わりなく、登記調査を怠った後行の譲受人には善意取得についての「過失」が認定される可能性が従来（登記制度創設前）よりも増大することとなり、そのことがまた、登記調査を励行するという取引慣行の醸成に結びつくものと容易に予想される。

以上のとおり、動産譲渡担保権者が自らの担保権の登記を経由するとともに、動産譲渡取引を行おうとする者一般が取引に先立って登記調査を行うことが慣行化されると予想されることに照らし、かかる登記の具備や調査のコストの増大が、動産譲渡取引の円滑な遂行を阻害することが懸念されるところである。

なお、中間試案によれば、登記情報の開示方法は、概括的な登記情報は何人に対しても開示し、全部の登記情報は利害関係のある者に対してのみ開示するという方法を提案しているが、その場合に、動産譲渡取引を行おうとする者がなすべき登記調査の方法は、まず譲渡人を検索条件として該当する登記があるか否かを調査し、該当する登記がある場合に

はその登記事項概要証明書の交付を受けたうえで、そこに記載のある担保目的動産譲渡について、全部事項証明書の交付を譲渡人に要請することとなる。このように登記調査は、動産を譲り受けようとする者だけでできるものではなく、譲渡人の協力を得なければならないことを考えると、登記調査のコストは決して小さくないと言えるし、いわゆる力関係の如何などによっては譲渡人の協力を得難い事態も想定されるところである。

したがって、登記制度を導入した場合に想定されるこうした登記の具備や調査のコスト増等の問題と、前記の事業者間の与信の喪失ないし減少の問題とを考え合わせると、動産譲渡取引全般に与える影響はきわめて深刻かつ重大であると言わざるを得ない。

### 3 倒産処理手続における清算ないし再建の支障

平成8年10月以来、倒産法制全般の見直しがなされ、平成11年12月に成立した民事再生法、平成14年12月に成立した改正会社更生法、そして今般成立しようとしている改正破産法において、それぞれ適正な倒産手続の遂行の確保が図られるよう規定が整備されるとともに、各手続における担保権者と一般債権者との規律が整理されたところであるが、そうした倒産処理手続の場面においても、登記制度の導入は重大な影響を及ぼすものであり、とりわけ再建型の手続においては、事業の再建自体の大きな支障となることが懸念される。

すなわち、法的再建手続（民事再生手続ないし会社更生手続）においては、事業を継続して資産価値の劣化を防止しつつ、スポンサーを募り、あるいは自力再建の可能性を求めるわけであるが、事業用動産や在庫商品、仕掛品、原材料などについて譲渡担保に供されている場合には、手続の申立により担保権の実行がいつせいに開始されることとなる。そのため、生産ラインなどを構成している事業用動産が譲渡担保に供されている場合には、事業の継続自体が直ちに不可能となるし、在庫商品など

が譲渡担保に供されている場合でも、事業を継続しても販売活動ができず、あるいは販売活動による売上金が運転資金として再投資できず、結局のところ事業の継続を断念せざるを得なくなる可能性が増大することが懸念される。

他方、倒産時における労働債権は、各手続において優先的な地位が与えられており、また今般成立予定の改正破産法においては、破産手続において一定の範囲で財団債権として取り扱われる手当がなされているが、破産管財人に対抗し得る譲渡担保権者の増大により、そうした労働債権の保護は実質的に後退せざるを得ないこととなる。

そして、倒産処理時における担保外資産の減少は、倒産処理手続による弁済額（配当額）の減少のみならず、倒産処理の手続費用をも圧迫することとなり、ひいては倒産処理手続の遂行自体を不可能または困難ならしめることにもなる。

#### 4 中間試案の提案する4案の検討

中間試案は、A1案・A2案・B1案・B2案の4案を提案するが、あえてその中での当否を検討するならば、以下の各点より、相対的にはB1案が妥当である。

##### (1) A案とB案との比較検討

A案とB案との違いは、登記された担保目的の動産譲渡について、占有改定により対抗要件を備えた他の担保目的の動産譲渡に優先する効力を認める（A案）か、否（B案）か、である。

この点について中間試案の補足説明は、動産譲渡担保の登記制度の創設の目的である、「先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれ」及び「後行の譲受人に善意取得されるおそれ」に対処するにあたり、譲渡担保権者の法的地位の安定化をどの程度図るかという、問題解決の程度の違いであるとし、概して、A案のもとではこれらの問題が確実に解決されることになり、B案のもとでは取引慣行の形成の有無・程

度に左右される旨解説している。そして、両案が譲渡担保取引の在り方に与える影響は、A案のもとでは譲渡担保取引全般について登記の調査・具備の慣行が一般化されるのに対し、B案のもとでは今後の金融実務の展開それ自体が定めるべきものであると指摘している。

しかしながら、前記のとおり、B案のもとにおいても、動産譲渡担保権者については自らの担保権の登記を経由することが慣行化されるとともに、動産譲渡取引を行おうとする者については取引に先立って登記調査を行うことが慣行化されるものと優に予想されると言うべきである。ましてや、登記された担保目的譲渡に優先的効力を認めるA案のもとにおいては、より一層深刻な問題として、登記の調査及び具備が取り扱われることとなり、実務上、動産譲渡取引に与える影響は計り知れないものと言わざるを得ない。

したがって、従来の動産譲渡取引に与える影響を最小限度に止めるとの見地より、A案を採用することは到底できないと言うべきである。

## (2) B1案とB2案との比較検討

B1案とB2案との違いは、登記対象となる動産譲渡は、真正譲渡を含むすべての動産譲渡（B2案）か、担保目的の動産譲渡のみ（B1案）か、また、真正譲渡を含むすべての動産譲渡の登記に対抗力を認める（B2案）か、担保目的の動産譲渡の登記のみに認める（B1案）か、である。

この点について中間試案の補足説明は、A1案とA2案の考え方の違いと同様であるとし、A1案とA2案の考え方の違いについては、以下のように指摘する。すなわち、A1案（B1案）は、動産譲渡登記制度の創設に当たっては、譲渡担保取引の安定性・実効性を向上させるという本来の目的に忠実に、担保目的の動産譲渡のみを登記制度の対象とすれば足りるという考え方に立ち、A2案（B2案）は、動産譲渡の登記は、特別の公示方法あるいは独自の対抗要件具備方法と

して、実務取引上、一定の有用性を帯びることがあり得ることをも勘案して、動産譲渡について広く登記制度の利用を可能とすることが望ましいとの考え方に立っている旨指摘する。

しかしながら、担保目的の動産譲渡のみを登記対象とし、その登記に対抗力を与えたとしても、前記のとおり、動産譲渡担保権者が自らの担保権の登記を経由することが慣行化されることにより、先行の隠れた譲渡担保を公示する機能が十分に発揮されることが期待され、また、動産譲渡取引を行おうとする者が取引に先立って登記調査を行うことが慣行化されることにより、後行の譲受人によって善意取得されることを阻止する効果が十分に期待され得るところである。

他方、真正譲渡を含むすべての動産譲渡を登記対象とし、その登記に対抗力を認めたならば、動産譲渡担保取引のみならず動産譲渡取引全般について、「引渡」という従来の対抗要件と「登記」という新たな対抗要件とを併存させることとなり、対抗要件具備の先後をめぐる紛争を複雑化させることが懸念される。また、そればかりでなく、登記制度という画一的な公的制度でありながら、登記の記載の有無・内容だけからは対抗関係の優劣が確定できないという、一般人に理解されにくい制度を創設することとなり、実務上、動産譲渡取引に無用な混乱を生ぜしめることが懸念される。

したがって、従来の動産譲渡取引に与える影響を最小限度に止めるとの見地より、B2案を採用することは到底できないと言うべきである。

## 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直しについて

中間試案は、債務者不特定の将来債権についての債権譲渡の有効性について、将来債権についての債権譲渡の有効性を肯定した最高裁平成11年1月29日判決において、「債権譲渡契約にあっては、譲渡の目的



とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである」との判示がなされたことと、最高裁平成12年4月21日判決が、「債権譲渡の予約にあっては、予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」と判示したことをもって、「債権の発生原因を特定し、債権の発生する期間の始期と終期を明確にする等の方法によって、将来の時点において譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていなければならない、また、それで足りることとなる」との見解を示している。

しかしながら、上記見解（中間試案の見解）は、一つの解釈論であるものの、上記各最高裁判決から論理的に導かれる唯一の解釈であるわけでは全くない。

一般に、金銭債権の特定については、「債権者・債務者」、「契約日」、「目的物」、「原因」などによって特定が図られるところ、債務者不特定の将来債権については、このうち、「債権者」、「目的物」及び「原因」のみによって特定が図られ、「債務者」及び「契約日」は、いずれも特定されないものである。

しかるところ、債権は、その特性として、同一の目的物、同一の原因に基づいて、複数の債務者との関係で、同時に成立させることが可能である。たとえば、甲の所有する特定の商品を、甲は、乙に対して売却する一方で、丙に対しても売却することができ、その場合、当該商品の売買を原因として、乙に対する売買代金請求権と、丙に対する売買代金請求権とが、同時に成立することとなる（乙丙の双方に目的物の引渡ができないために、後日売買契約を解除され、同解除によって売買代金請求権が消滅

することがあるとしても、かかる二重売買が直ちに無効とはされない)。また、特定の貸室を所有する甲が、これを乙に対して賃貸する一方で、丙に対しても賃貸することができ、その場合、当該貸室の賃貸借を原因として、乙に対する賃料請求権と、丙に対する賃料請求権とが、同時に成立することとなる。

以上のような例において、当該商品に係る売買代金請求権を、未だいずれの売買契約も締結されていない時点で、債務者不特定の将来債権として丁に譲渡した場合（あるいは、当該貸室に係る賃料請求権を、未だいずれの賃貸借契約も締結されていない時点で、債務者不特定の将来債権として丁に譲渡した場合）、譲受人丁は、乙に対する売買代金請求権（あるいは賃料請求権）と丙に対する売買代金請求権（あるいは賃料請求権）のいずれを取得することになるのか、あるいは、そのいずれをも取得することになるのか、にわかに決し難いこととなるのではないかという疑問がある。

また、仮に、その点については、債権譲渡契約における当事者の意思解釈に委ねられるものとして、事案ごとに個別に事実認定がなされるものとしても、かかる債務者不特定の将来債権の譲渡について、債権譲渡登記を可能とした場合、その登記を経由した譲受人丁は、いかなる範囲・内容の対抗力を取得することになるのかという、いっそう困難な問題を生ずることとなるように思われる。

しかしながら、以上のような疑問点や問題点について、中間試案がいかなる見解に立つものか判然としておらず、そもそも債務者不特定の将来債権の譲渡に関する債権譲渡登記によって与えられる対抗力の範囲・内容について、十分な検討がなされているとは思われない。

したがって、以上の点に鑑み、中間試案の提案には、にわかに賛成し難いものと言わざるを得ない。

以 上

2004年（平成16年）3月19日

日本弁護士連合会

会長 本林 徹 殿

東京弁護士

会長 田中



## 「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に 関する要綱中間試案」についての意見書

当会法制委員会は、現在、法制審議会動産・債権担保法制部会において、検討されております「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」に対し、次のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### 第1 動産譲渡に係る登記制度の創設

##### 1 柱書

（意見）賛成

（理由）新規事業者や中小企業を中心とする事業者の資金調達の円滑化のために、在庫・原材料、機械設備等を対象とする動産担保法制の整備が、実務界を中心とする各界から強く要望されている。

実務で行われている占有改定による動産譲渡担保のみでは、先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれがあり、また、後行の譲渡人に担保動産を善意取得されるおそれがあるため、譲渡担保権者の地位が不安定であるからである。

このため、動産譲渡による登記制度を創設することは必要である。

ただ、動産譲渡担保については、金融実務上の要請により形成されてきた担保手段であり、判例法理において、実際的要請に配慮して、その権利内容が確定されてきた分野であるので、登記制度の創設にあたっては、実務上の混乱が生じないように、慎重を期する必要があるとともに、創設の範囲は実務上必要な範囲に限定すべきである。

この観点から、登記対象となる譲渡の譲渡人を法人に限定し、登記対象となる動産を集合動産のみでなく個別動産をも含むものとしたことは、妥当である。

## 1 登記の効力等

(意見) A1案に賛成

(理由) A案とB案の相違は、登記に特別な対抗力を認めるか否かの相違である。すなわち、A案は、担保目的の動産譲渡による登記の効力を先行する占有改定による担保目的の動産譲渡に優先するものとして、上記登記に特別な対抗力を与えるものであり、B案は、この登記の特別な対抗力を創設せず、現行の対抗要件具備の時間的先後関係を維持しようとするものである。

また、A1案およびB1案とA2案およびB2案との相違は、登記制度創設の対象を、担保目的の動産譲渡に限定するか担保目的でない真正譲渡を広げるかの相違である。

A1案およびB1案は、前者であり、A2案およびB2案は後者である。

A案に賛成するが、その理由としては次のとおりである。

動産譲渡による登記制度を有効に機能させるためには、上記のような登記に特別な対抗力を与える必要がある。仮に、B案を採用した場合に

は、占有改定より手数料がかかりコストもかかる登記制度が定着しない可能性が大きいと考えられる。

また、1案に賛成する理由は、実務界の登記制度創設の必要性が動産の譲渡担保に関する取引にあるからであり、また、真正譲渡に広げると、無用な手数料およびコストの増大を招くことになるからである。

以上により、A1案に賛成する。

## 2 登記情報の開示

### (1) 登記情報の開示方法

(意見) 賛成

### (2) 法人登記簿への記載

(意見) 賛成

(理由) 法人登記簿への記載制度により、第三者における譲渡人への問合せや動産譲渡登記の調査などの負担を軽減することができる。

## 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直し

### 1 債務者不特定の将来債権譲渡の公示

(意見) 賛成する。但し、将来の期間については、長期になることは避けるべきである。

(理由) 債務者不特定の将来債権の譲渡の必要性が、金融実務界に存在する。通信サービス、クレジット債権、リース料債権、ビル賃料債権および売掛債権の担保化、流動化の要請である。

従って、債務者不特定の将来債権の譲渡につき、第三者対抗要件を具備する登記制度を設けるべきである。

ただ、これにより、債務者の財産が広く担保権者によって捕促されてしまうことになると、無担保債権の引当財産を圧迫し、また、過剰担

保として債権の担保価値の有効利用を阻害するおそれがある。

そこで、将来債権の対抗を認める期間については、長期間となることは避けるべきである。

## 2 法人登記簿への記載

(意見)賛成

以上

2004年（平成16年）3月15日

日本弁護士連合会

会長 本林 徹 殿

第二東京弁護士会

会長 尾崎 純 理

**「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」  
について（回答）**

（2004年2月24日付日弁連法1第124号に対する回答）

標記照会につき、当会司法制度調査会の意見を提出いたします。

以 上

添付資料

・当会司法制度調査会意見





2004年(平成16年)3月15日

第二東京弁護士会

会 長 尾 崎 純 理 殿

「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」  
について(回答)

司法制度調査会

委 員 長 青 木 和 子

2004年(平成16年)3月5日付日本弁護士連合会の「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」に対する取り組みについて(依頼)に対する当委員会の意見は、下記のとおりです。

## 記

はじめに

動産担保、債権担保の実効性を高めて、従来の不動産担保や第三者保証への過度の依存を脱却し、資金調達が多様化、円滑化をすすめるとの観点から動産・債権譲渡に係る公示制度の整備をはかるということに関しては評価することができる。

しかしながら、動産・債権担保の活用が進むことによって、新たな資金調達が円滑に進み、企業がより安定的な経営をはかることが期待される一方、動産・債権担保が既存の債権者による過剰な担保取得手段に用いられることになって、かえって新たな資金調達の支障になったり、企業の存続が困難になったりすることが懸念される。ことに、倒産時における労働債権や個別動産売買の先取特権などについて、引当てとなる財産が何もないという事態になりかねない。また、再建型の倒産処理や、破産手続が円滑に進まなくなることも起こり得る。

このような事態は、破産法等の改正において指向されている方向とも逆行するものである。また、企業の将来債権の発生には、労働者の労働が寄与しているのであるから、基金や保険制度の活用等の立法的措置をとるなど、何らかのかたちで労働債権の引当財産を残す方策が必要であるし、その他の場面においても、先取特権者や、担保をとることのできない弱小な取引先等について、何らかの救済措置をとることが必要である。試案のような動産・債権譲渡にかかる公示制度の整備を行うのであれば、これとあわせて、立法的解決も含めて、救済措置の構築もはかるべきである。

試案の動産・債権譲渡にかかる公示制度の整備に関しては、従来の登記制度との整合性、現行の法制度や取引慣行に対する影響について、慎重に検討すべきとの意見もあり、上述の問題点もあるが、冒頭述べた評価できる点に鑑み、そのような方向への枠組みとして動産・債権譲渡に係る公示制度の整備自体については賛成できるものとして、以下、意見を述べるものである。

## 第1 動産譲渡に係る登記制度の創設

### ○動産譲渡に係る登記制度の創設について

結論 賛成する。

理由 公示方法の不備という問題から、安定性、実効性に欠けたため、必ずしも十分に活用されてこなかった在庫・原材料、機械設備等の動産を担保として利用しやすくするための制度創設であり、これにより金融機関の融資方法と事業者側の資金調達手段に選択肢が増えることによって、従前の、不動産担保や第三者保証への過度の依存から脱却することが期待される。ことに、特に中小の事業者については、閉塞状態にある資金調達状況から脱却できるようになることが期待される。

### ○登記の対象となる譲渡の譲渡人を法人に限定することについて

結論 賛成する。

理由 大規模な事業をしている個人も存在するので、事業規模に着目すれば法人に限定する理由はない。しかし、不動産と異なり、動産譲渡の登記は、個々の動産や集合動産から登記の調査を行えるようにするような制度設計は不可能に近く、債権譲渡特例法と同様に譲渡人を基準として登記の有無を調査できるようにするという手法を取らざるを得ない。譲渡人を法人に限定するのであれば、法人登記簿への記載という手掛かりを得られるが、個人まで含むとすると、戸籍や住民票の記載を手掛かりとすることは適当でないので、調査の手掛かりを得ることが困難である。

また、個人所有の動産には、事業用動産と生活するために必要不可欠な動産とが混在していることも多く、その渾然一体となったものすべてを担保目的で譲渡してしまうという好ましくない事態も起こり得るので、譲渡人には個人は含まないものとし、法人に限定すべきである。

○動産は、個別動産か集合動産であるかを問わないとすることについて

結論 賛成する。

理由 動産譲渡の公示制度の整備については、実務界からの要望に基づくものであるところ、実務では、機械設備など個別動産を対象とする譲渡担保も行われていることから、これもその対象に含めなければ実効性が高まらない。

1 登記の効力等

○A案かB案か

結論 A案に賛成する。

理由 担保目的の動産譲渡が競合した場面では、対抗要件相互間に優劣関係を認めるという新しい制度であるが、これが導入されれば、実務は動産

譲渡担保については占有改定という公示制度としては不完全なものから、登記という目に見える公示制度に移行していくことが予想される。

登記に特別の効果を認めずに、単に対抗要件を一つ増やしただけでは、登記をするメリットも少なく、登記制度があまり利用されない可能性があり、そのような状況下では、動産譲渡の登記の存在が法人の信用不安を生じかねないという事態が続くおそれもある。

また、動産譲渡の登記を得ているにもかかわらず、後に至って第三者に善意取得される危険も大きいままであり、動産担保制度の健全な発展にとって好ましいことではない。特別の効果を登記に認めると、その優劣は明解で、善意取得によって動産担保権を奪われるという機会は少なくなり、動産担保権の安定性、実効性は高まると思われる。

動産を担保にとろうとする者は、登記の有無等の調査をしなければならないが、そもそも動産それ自体の価値だけでなく、それが事業活動により動いて収益を挙げることに着目して事業者とその事業内容について十分調査をして与信するはずであり、登記の有無を調査することによって負担が加重になるとは考えられない。

#### ○A1案かA2案か

結論 A1案に賛成する。

理由 担保目的の動産譲渡の効率性、安定性を図るという制度の創設理由から、真正譲渡を登記制度の対象から外すことが一貫している。

また、動産譲渡一般について、登記を対抗要件として選択したいという実務の需要があるのかについては疑問がある。

担保目的の動産譲渡のみが登記制度という公示方法を利用することができ、登記をもって第三者に対抗することができるとして、その登記に特別の効力を与えるとするのが簡明である。

仮に、動産譲渡一般を登記制度の対象として、登記を対抗要件としながら、特に登記された担保目的の動産譲渡に限って特別の効果を認める（A2案ウ）となると、動産譲渡の登記の効力について混乱を生じるおそれがある。

また、動産取引一般に与える影響も大きいので、動産譲渡一般を登記制度の対象とすることには慎重であるべきである。

真正譲渡なのか担保のための譲渡なのか判断に迷うような動産譲渡が存在するとしても、少なからず担保目的が入っているからこそ迷うのである。当事者の判断で、担保目的で登記することのメリットを考慮にいれ、当該動産譲渡を担保目的とするか、真正譲渡とするのかを決めれば足りると考える。

○（A案関係後注）について

結論 反対する。

理由 占有改定による担保目的の動産譲渡が競合する場合に限って、占有改定に加えて登記を要求することで、動産担保の安定性や実効性を向上させるという実務の要請に応えることになるのかについては疑問である。

引渡の他に新たな対抗要件として登記をするという選択肢を作ることの方が実務で柔軟な対応ができると思われる。

在庫商品を倉庫業者に寄託している事業者は多く、せっきやく登記制度を創設するのであれば、代理占有についても登記を対抗要件とすることができる方がよい。

○（A案・B案に共通の後注）について

結論 反対する。

理由 譲渡人が直接占有する動産だけを登記の対象とすると、在庫商品を倉

庫業者に寄託している場合も多いので、登記制度の利用が限られることになり、相当でない。

## 2 登記情報の開示

### (1) 登記情報の開示方法

結論 賛成する。

理由 法人がどのような動産を所有し、誰に担保目的で譲渡しているか等の子細な情報を、利害関係のない第三者や営業上の競争相手にまで開示することが当該法人の立場からすれば好ましくないことであることは明らかであるので、このような二段階の開示方法で必要かつ十分である。

### (2) 法人登記簿への記載

結論 登記の概括的な情報を、譲渡人の法人登記簿に記載すべきである。

理由 少なくとも、動産譲渡の登記制度を利用しているか否か等の概括的な情報は、法人と取引をしようとする者が容易に調査できるようにしておく必要がある。将来において、法人登記簿に代わって容易に調査できる手段が確立されれば、法人登記にこだわらないが、いずれにせよ、動産譲渡登記調査の手掛かりとなる情報は、何人にも開示されているべきである。

動産の担保目的譲渡が健全な金融手段として利用され、その登記がなされることが一般的になれば、法人登記への記載が即法人の資産状態の悪化を示すという偏見は次第になくなると考える。

## 3 その他

### 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直し

### 1 債務者不特定の将来債権譲渡の公示

結論 反対はしない。

理由 健全な金融手段として活用されれば、資金調達手段の多様化に資することになり、そのような事例も想定できないわけではない。

しかし、債務者が特定されている場合と比較して、債務者不特定の場合には、同じ将来債権であっても譲渡範囲が無限定に広がるおそれがあり、譲渡人にとっては、過剰担保を強制されるおそれがある。債務者不特定の将来債権譲渡の公示制度を創設するとしても、何らかの限定はする必要があろう。また、特定基準、評価方法について、特段の明確化が必要となろう。

### 2 法人登記簿への記載

結論 債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載するという制度は維持されるべきである。

理由 第1、2(2)に同じ

### 3 その他

以上







横弁発第1749号

2004（平成16）年3月11日

日本弁護士連合会司法制度調査会 御中

横浜弁護士会司法制度委員会  
委員長 中 込 光

動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案についての意見

### 第1 動産譲渡に係る登記制度の創設について

（結論）反対。

（理由）動産担保を公示し、動産担保の実効性を高めることは、その担保権者との関係で取引が円滑にできるとしても、多数の一般取引者は、そのような動産担保を設定している会社には、少しの信用供与も危ないと考えるに違いない。結果として、設定者自身の信用そのものを損なうに等しいのであって、設定者自身に好ましくない。

そこで働く労働者にとっては、先取特権があっても意味をなさないことになるから、動産担保が設定されることは会社の危険信号であつて、能力ある労働者は去って行くであろう。結局、この制度は、目先の金融にとらわれて、会社の取引全体のバランスを失わせることになって、自らを淘汰するだけのマイナス作用しかない。

### 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直し

（結論）反対。

（理由）債務者不特定の将来債権は、動産と共に一般取引債権者に残された弁済原資である。同時に労働者の先取特権のためにかろうじて残された無担保財産でありうる。

労働組合としては、労働債権を守るための先取特権が無になるとすれば、あらかじめ、この制度による登記を受けるほかなくなるであろう。そうすると、会社は、金融を一層受けにくくなるのではないか。

あまりに特定の債権者の利益に偏った制度といわなければならない。

### 第3 上記理由に付加する反対理由

動産及び債務者不特定の将来債権の譲渡に係る登記制度についての具体的活用ニーズがあるのか疑わしいので、以下に述べる。

経済産業省産業組織課が平成15年10月にまとめた「資金調達手法の多様化のための環境整備に関するアンケート結果の概要」（平成15年7月22日～同年8月22日到達分まで集計）によると、対象は東京商工会議所・大阪商工会議所会員企業、金融機関（問い～企業の保有するどのような資産を活用して資金調達手法を多様化することが考えられますか、動産譲渡登記制度を作る方がよいか。送付先359社、回答社211社、回答率5



8.8%)、事業会社(問い～資金調達のため、企業の有するどのような種類の資産を活用することが考えられますか、動産譲渡登記・登録制度を作ることが望ましいか。送付先15000社、回答社3161社、回答率21.1%)の回答状況は、「既存の資産・融資方法で十分」を選択した回答は事業会社13.3%、金融機関7.1%に対し、「売掛金等の債権を活用する」を選択した回答は事業会社68.5%、金融機関87.1%、「在庫や機械設備等の動産を活用する」を選択した回答は事業会社42.0%、金融機関51.9%、「動産登記制度創設が望ましい」を選択した事業会社55.7%、「登記制度を作る方がよい」を選択した金融機関は92.4%、「債務者不特定の将来債権を担保として活用したい」を選択した事業会社は69.1%、「債務者不特定の将来債権譲渡の登記できる方がよい」を選択した事業会社は62.7%、「在庫・債権の担保は併せて取得したい」を選択した金融機関は84.6%、「債務者不特定の将来債権譲渡の登記制度が有る方がよい」を選択した金融機関76.6%であった。このような結果から資金調達方法の多様化のニーズがあるとして、動産譲渡に係る登記制度の創設・債権譲渡に係る登記制度の見直しが企図されている。ところで、同アンケートには比較のために平成14年7月8日～同月24日に実施された調査、金融機関(問い～在庫・棚卸資産を担保とした資金提供について、集合債権を担保とした資金提供について。送付先236社、回答社152社、回答率60.2%)、事業会社(問い～動産を担保として活用しますか、債権を担保として活用しますか。送付先5000社、回答社1296社、回答率25.5%)が示されている。平成14年調査では、動産を担保として活用しますかという問いに事業会社の65.2%が「いいえ」を選択し、債権を担保として活用しますかという問いに事業会社の66.1%が「いいえ」を選択し、在庫・棚卸資産を担保とした資金提供については金融会社の80.0%が「消極的」を選択し、集合債権を担保とした資金提供については、金融会社の48.8%が「消極的」を選択し、「積極的に取り組みたい」を選択した金融会社は23.2%にとどまっていたものである。平成15年の調査は、どのような資産を活用することが考えられるか、制度創設をどのように考えるかという抽象的課題を問うているのに対し、平成14年の調査では活用するかどうかという具代的課題を問うていたのである。平成15年調査の結果では、具体的活用の意思があるかどうかは不明であり、要綱試案第2-2法人登記簿への記載において、債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載する制度の在り方については、なお検討するとして、法人登記簿への記載は信用不安の弊害が指摘され、「債権譲渡担保を設定する債務者の側には依然として登記に対する心理的抵抗が強い」、「商業登記簿への記載は譲渡人における取引や借入れに影響し得る」という指摘もされている(要綱中間試案補足説明58頁)ところであり、具体的活用のニーズは高くないものと思われる。

公示制度は、取引に入る第三者に識別できるものでなければならない。動産であれ、将来債権譲渡であれ、特定が必要である。登記事項取得が困難な登記制度は検討すべきではない。公示制度の厳格適用を明らかにした最高裁第1小法廷平成14年10月10日判決

(判例時報1806号35頁)を参考にすべきである。同判例は、集合債権譲渡担保の登記につき発生年月日(始期)のみが記録された譲渡債権の対抗力につき、「債権譲渡登記中に始期当日以外の日に発生した債権も譲渡の目的である旨の記録がない限り、債権の譲受人は、その債権譲渡登記をもって、始期当日以外の日に発生した債権の譲受けを債務者以外の第三者に対抗することができないものと解するのが相当である。」とし、「第三者は始期当日以外の日に発生した債権が譲渡されたことを認識することができず、その公示があるものとみることにはできないからである。」と理由を述べているところである。複数債務者に対する複数登記設定債権者間の調整規定や債務者の二重払いの危険を回避する措置規定は必要であり、それらの規定が有効に機能するためには、債権限度額などの公示が必要であることは、第三者識別が公示の目的である以上、当然のことである。

公示制度が取引に入る第三者に識別できるものである以上、動産担保・債務者不特定債権担保の公示は信用不安がつきまとうものであり、具体的活用は望まれないものである。また、動産担保・債務者不特定債権担保登記制度は金融機関が担保総取りをし、破産財団を組むべき財産がなくなるというもので、労働債権者や一般債権者をあまりにもなおざりにするものである。

法制審議会議事録によると「将来的なキャッシュフローを含めて、ビジネスを伸ばしていこうという考え方であれば、基本的にビジネスが正常に伸びていって、その間の一般の取引先の負債、あるいは労働者の賃金といったものはまず確保された上で、その間の成長性を担保にしてやるというのが、多分これから伸ばしていくという不動産がないところの担保の筋だというふうに考えております。」という委員の意見が紹介されているが、一般の取引先の負債、あるいは労働者の賃金といったものがまずは確保される法制度が考えられることが必須の筈である。



2004年(平成16年)3月10日

日本弁護士連合会

会長 本 林 徹 殿

京都弁護士会

会長 塚 本 誠



**動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案  
に対する取り組みについて(回答)**

2004年2月24日付日弁連法1第124号文書でご依頼のありました標記についての当会の意見は、別紙、当会民事委員会の報告のとおりですので、よろしくお取り計らい下さい。





[諮問第84号]

2004年(平成16年)3月8日

京都弁護士会

会長 塚本 誠 一 殿

民事委員会

委員長 三 谷 健



## 報 告 書

日弁連から意見照会があった「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案に対する取り組み」について

上記諮問について、2004年3月2日、民事委員会に於いて、協議した結果を以下の通り御報告いたします。

### 記

#### 第1 動産譲渡に係る登記制度の創設について

##### 1 本制度を創設することについて賛成である。

理由 動産譲渡担保は占有改定によって対抗要件を具備するのが通常であるところ、占有改定は外形上その存在が判然としておらず、後行の取引関係者の予測可能性が必ずしも確保されていない。また、担保目的で動産の譲渡を受け、占有改定で対抗要件を備えても、外形上、占有改定の存在が判然としないため、占有改定以外の対抗要件を具備した後行の動産譲渡により目的物を善意取得されるおそれがある。

以上の問題に対処し、動産担保の実行性をより一層高める必要がある。

##### 2 登記の効力等について

① 登記の効力については、「担保目的の動産譲渡」に限定すれば足り、また本制度を創設する以上、「登記がされた担保目的の動産譲渡は、当該登

記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする」とすべきであり、従って（A1案）を採用すべきである。

- ② ただ、前述した本制度を創設することに賛成する理由に鑑みれば A1 案イのような法人が行う担保目的の動産譲渡について広く一般的に登記を対抗要件とする必要はなく、占有改定により引渡しがされた担保目的の動産譲渡に限定して、登記に対抗要件としての効力を付与すれば足りるのではないかと考える。

従って「法人が担保目的で動産を譲渡した場合において、占有改定により当該動産の引渡しがされたときは、その譲渡は、登記をしなければ、担保目的で当該動産の譲渡を受けた者であって占有改定によりその引渡しを受けた者に対抗することが出来ないものとする」とすべきである。

## 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直しについて

「債務者が特定していない将来債権の譲渡について、債権譲渡登記によって第三者に対する対抗要件を具備することができるようにする」との登記制度の見直しについては、現時点で、このような見直し、制度の制定を必要とする理由に乏しいと思われるため、見直しについては慎重にしていきたい。

以上



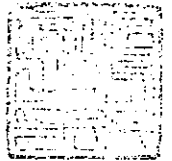
2003年(平成16年)3月12日

動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱試案  
に対する意見書

日本弁護士連合会 御中

広島弁護士会

会長 白田耕造



『動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱試案』に対する当会の意見は次のとおりである。

記

1. 動産譲渡に係る登記制度の創設について

[意見] 反対。

[理由] (1) 本試案は新たな融資手法を開発・確立することの必要性から提案されているが、そもそも本試案のような動産担保制度が、果たして新たな融資手法になるかについては、はなはだ疑問がある。それだけでなく、かえって一般債権者からの与信が減少し、すべての財産を担保に供した後、短期間で倒産に至るケースも容易に想定できるところである。

(この点から後記の債権譲渡に係る登記制度の見直しについても反対である。)

特に再建型法制(民事再生法など)のもとにおいては、事業を継続することが至上命題であるが、そのためには、少なくとも事業資産の目減りを防ぎ、有力な支援者の協力を仰ぐことが必須となる。ところが、すべての資産に担保設定がなされていたのでは、信用不安が生じるだけでなく、再生申立と同時に担保権の実行がなされる虞や担保権実行回避のためあらゆる動産について別除権協定を締結して高額の弁済をしなければならなくなり、結

局自力再建のための事業継続が不可能となることが十分に想定できる。

(2) そして倒産に至った場合には、従業員の労働債権を弁済するための原資もないという事態に立ち至ることになるし、取引先や下請け業者などの一般債権者への配当も減少し、場合によっては皆無といった状態も惹起されることになる。結局はこのような制度を設ければ金融機関やリース会社、商社といった担保権設定を要求するいわば経済的に優位に立つものだけに資する制度となる可能性が高い。自由競争、自己責任という名目の下で、実際には、過剰融資や過大な担保設定により、融資を受ける法人自体もその一般債権者・労働者も救済されないことになれば、その被害は深刻であり、到底賛成できない。

## 2. 債権譲渡に係る登記制度の見直し

[意見] 反対。

[理由] 1 に述べたところがそのまま当てはまるが、動産譲渡担保にも増して債務者が過剰に担保設定せざるを得なくなる事態も想定され、到底賛成できない。

さらに加えて、債権担保制度は第三債務者にとって相殺の担保的機能も大きく減殺することとなるところ、債務者不特定の将来債務にまで担保権を設定しておくことができるとなれば、第三債務者にとって不測の損害を与えかねず、その影響は大きいから、安易に債権担保制度の要件を緩和すべきものではない。

以 上

2004年3月12日

日本弁護士連合会  
会長 本林 徹 殿

山口県弁護士会  
会長 白井 俊 紀

動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案  
に対する取り組みについて（回答）

日弁連法1第124号でご依頼のありました標記取り組みにつきましては、  
会員から下記のような意見がありましたのでご報告いたします。

記

1. これらの公示制度による担保権が、いわゆる非典型担保のままなのか、定型担保としての地位を付与されるのかにつき何らかの手当をしてもらいたい。

以上





鹿弁第201号

平成16年3月15日

日本弁護士連合会

会長 本 林 徹 殿

鹿児島県弁護士会

会長 末 永 睦 男

動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案  
に対する取り組みについて（回答）

2004年2月24日付け日弁連法第124号を以てご依頼のありました標記の件、当会司法制度調査会の委員から以下のような意見が出されましたので報告いたします。

記

- 1 「第1 動産譲渡に係る登記制度の創設」には賛成である。
- 2 「1. 動産登記の効力等」については（A2案）が望ましいと考える。その理由は、占有改定よりは登記が優先することを明確にすることにより、予測可能性を高め、動産譲渡担保の取引の安全を図ることが出来るので、ウの項目を入れるべきと考える。また、そのことにより紛争の迅速な解決（民事裁判の迅速化）が図れる。

そして、登記制度を創設する以上、登記を担保目的のみに限る必要はないし、譲渡担保間の優劣はもちろんのこと、譲渡担保と真正譲渡との間の優劣、真正譲渡間の優劣までも、登記によって決すればよいと考える。

そのためには、登記を担保目的のみに限る必要はない（故にA2案ア、イが望ましい）。且つ、ウを担保目的に限る必要はない。従ってウを、「登記がされた動産譲渡は、当該登記が、他の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。」ことが望ましいと考える。



なお、この機会に所有権留保（割賦販売等に伴う）、及びリース契約についての登記も検討に値する（後行の担保目的の動産譲渡及び真正譲渡を排除する）。つまり、登記制度を創設する以上、対抗要件の方法として、占有と登記の二本立てにし、その優劣は、登記が優先する制度にするのが望ましいと考える。

3 その他の項目については、特に意見はない。

以上